

第5章 地域道路の整備計画

5-1 現状と課題

現在、本市が行う道路整備事業は、市が重要と判断し政策的に行う整備事業と、地元からの要望により地域と連携して行う整備事業に大別されます。

政策的に行う整備事業には、都市計画道路や自転車通行空間、歩行空間の整備のほか、合併建設計画による整備、高速道路のスマート IC^{※1}設置に伴うアクセス道路の整備や福山市新総合体育館等に関わる道路の整備など、関連事業と連携した整備などがあります。

一方、要望により地域と連携して行う整備事業は、自動車・自転車・歩行者が多様に利用する市民生活に密着した道路（以下「生活道路」という。）に対して、修繕や新設・拡幅、安全施設設置などの改良を行う整備があります。

しかしながら、これらの事業を行うには大きな事業費がかかることや、用地協力などの協議が必要であること、要望件数が数多くあることなどの理由により、全ての要望に対応することが出来ていないのが現状です。

このため、限られた財源の中で、地域の実情を考慮しつつ、効率的・効果的な整備を実施することが求められています。

5-2 整備方針

5-1 現状と課題に対応していくため、道路整備の基本方針を踏まえ、次の3点を整備方針とし、事業効果の高い路線を選択して整備を行います。

（1）市民生活に必要な道路機能向上に資する道路整備

本市が発展し、市民生活に密着した道路にするため、渋滞の緩和や、利便性や快適性の向上が図られる道路整備に努めます。

（2）市民が安心安全に生活するための安全確保と防災機能向上に資する道路整備

通学路や歩行者の安全確保など安心安全を求める市民ニーズや自然災害の発生に対応できる道路整備に努めます。

（3）持続可能な維持管理が続けられる道路整備

限られた財源の中で計画的で効率的な道路整備が続けられるよう、求められる機能を把握し、最小限の投資で最大限の効果が得られ、完成後にはメンテナンスが極力抑えられる構造にした道路整備に努めます。

※1スマート IC：高速道路の本線やサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）、バスストップ（BS）から乗り降りができるように設置されているインターチェンジであり、通行可能な車両をETC搭載車両に限定しているインターチェンジのこと

5-3 計画対象路線

計画対象路線は、1-5 整備計画の種別に示したように「都市計画道路の整備計画」、「自転車通行空間の整備計画」、「歩行空間の整備計画」の計画対象路線以外の市道又は市道認定予定の路線を対象とします。

5-4 整備事業の分類

地域道路の整備は、整備の性質や規模、重要度、他事業との関連性、地域の実情やニーズなどにより整備の目的や整備期間などが異なるため、地域道路の整備方針に基づき、地域道路の整備を次のように分類します。各整備事業と整備方針との関係は表5-1のとおりです。

(1) 重点道路整備事業

【事業の性質】本市が重要と判断して行う道路整備

【事業の目的】次のいずれかに関する道路整備を行う

- ①地域の交通アクセス向上のための整備
- ②渋滞対策のための整備
- ③まちづくりのための整備

【事業の例】幕山台大門幹線、合併建設計画など

(2) 関連道路整備事業

【事業の性質】関連する他事業と連携を図って行う道路整備

【事業の目的】関連する他事業の効果発現や相乗効果を図る

【事業の例】スマートIC、福山市新総合体育館等整備に係る基盤整備など

(3) 生活道路整備事業

【事業の性質】地域からの要望により行う道路整備

【事業の目的】要望に応え、利便性の向上や快適性の向上などを図る

【事業の例】路線を交差点～交差点まで改良、路線の一部を局所的に改良、待避所設置、歩行空間の整備計画エリア外の歩道整備など

(4) 交通安全整備事業

【事業の性質】地域と連携して行う道路整備

【事業の目的】市民が安心・安全に生活できる環境を創出する

【事業の例】通学路整備事業、道路転落事故防止事業など

表5-1 整備事業と整備方針との関係性

整備事業	整備方針		
	(1) 市民生活に必要な道路機能向上に資する道路整備	(2) 市民が安心安全に生活するための安全確保と防災機能向上に資する道路整備	(3) 持続可能な維持管理が続けられる道路整備
重点道路整備事業	○	○	○
関連道路整備事業	○	○	○
生活道路整備事業		○	○
交通安全整備事業		○	○

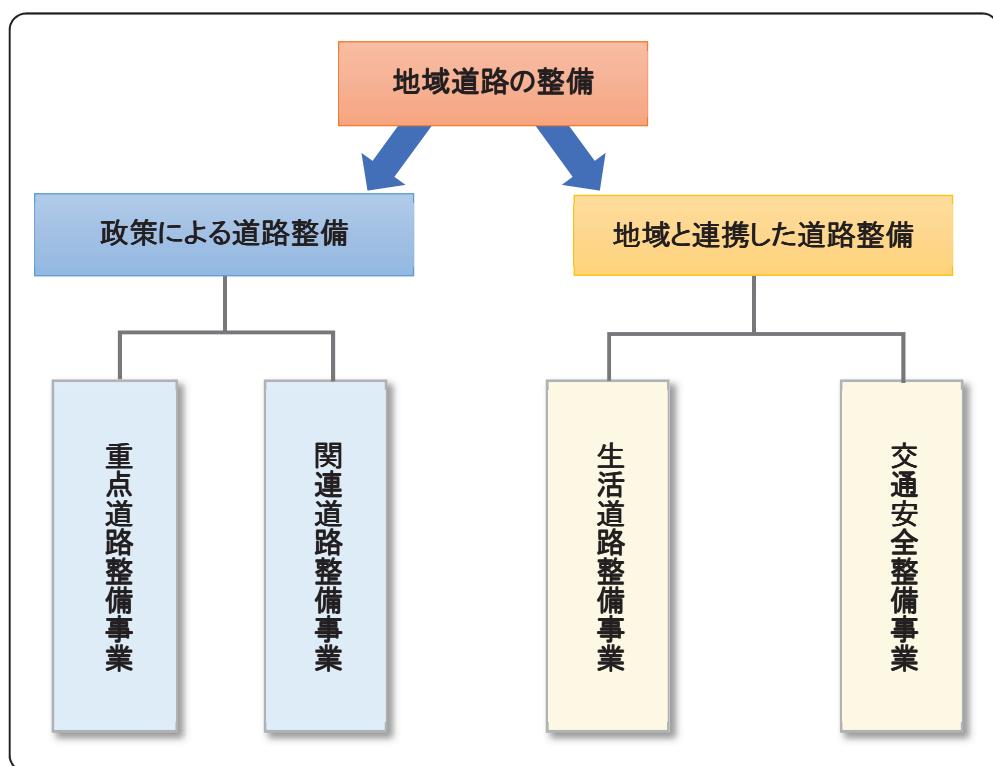


図5-1 地域道路の整備事業の分類

5-5 事業実施の考え方

地域道路の整備事業ごとに性質や目的などが異なるため、事業実施の考え方は次のとおりとします。

(1) 重点道路整備事業

本市が重要と判断した整備事業であり、効果的・効率的な事業期間を定め、優先的に事業実施します。

(2) 関連道路整備事業

関連する他事業の効果発現や相乗効果を図るために必要な整備事業であり、他事業の進捗に合わせて優先的に事業実施します。

(3) 生活道路整備事業

地域からの要望により行う整備事業であり、市道の整備基準や用地補償基準に基づくことなどが条件となります。生活道路整備事業は要望の内容や地域の実情などが様々であるため、(仮称)生活道路整備事業連絡調整会議により事業実施の検討を行います。事業実施までのフローを図5-2に示します。

(仮称)生活道路整備事業連絡調整会議を行うにあたり、事業実施しようとする路線の「要望概要」・「必須項目」・「道路の現状」・「整備効果」・「事業推進」について、【生活道路整備事業チェックリスト】を作成します。このチェックリストにより要望内容等を把握し、重点道路整備事業や関連道路整備事業の実施状況を踏まえながら事業実施の検討を行います。

また、生活道路整備事業チェックリストは、社会状況の変動が考えられることから、適宜見直しを行っていきます。

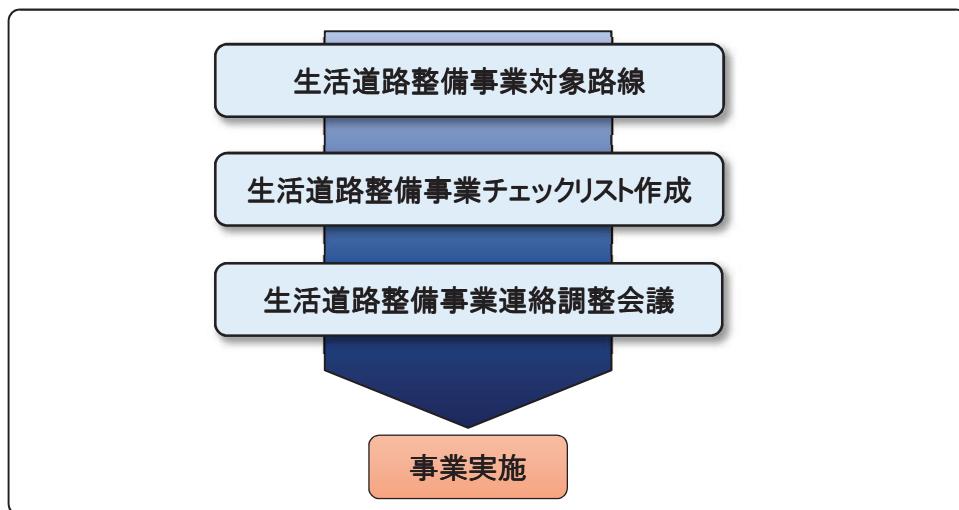


図5-2 生活道路整備事業実施フロー

(4) 交通安全整備事業

1) 通学路整備事業

2014年（平成26年）に「福山市通学路交通安全プログラム」及び「福山市通学路安全施設整備マニュアル」を策定しました。このプログラムに基づき、通学路を2年に1回の頻度で道路管理者、警察、教育委員会、学校、地域関係者と合同点検を実施し、対策必要箇所を抽出・決定し、対策を行います。

通学路の合同点検において、対策必要箇所と決定した箇所について、順次事業実施します。

2) 道路転落事故防止事業

道路から水路等へ転落する事故を防止する対策として、2018年（平成30年）3月に「道路転落事故防止対策プログラム」を策定しました。このプログラムに基づき、本市内全域の土木常設員（280名）に道路から水路等への転落の危険があると思われる箇所の抽出依頼を行い、抽出された箇所を基に、対策必要箇所を決定し（以下「転落防止対策箇所」という。），対策を行います。

決定した転落防止対策箇所について、道路転落事故防止対策プログラム 第1次整備計画により順次事業実施します。

3) 交通安全施設整備事業（通常事業）

特定の対策によるものではなく、地域や警察からの情報提供や要望により行う整備事業であり、カーブミラー、区画線、防護柵などの交通安全施設の設置や、交差点改良、踏切、歩道整備等の一部改築を行います。

5-6 整備の目標

地域道路の整備事業は様々な種類があるため、整備方針に沿って、分類された整備事業ごとの目標を次のとおり定めます。

(1) 重点道路整備事業

事業効果が効率的・効果的に発揮されるよう定めた事業期間内に整備を完了することを目標とします。

(2) 関連道路整備事業

関連する他事業の進捗に影響を与えないように進捗管理を行い、関連する他事業の効果が最大限発揮されるよう整備を完了することを目標とします。

(3) 生活道路整備事業

（仮称）生活道路整備事業連絡調整会議で事業着手と決定された要望箇所に対して事業期間を定め、速やかに実施・完了することを目標とします。

(4) 交通安全整備事業

1) 通学路整備事業

2年に1回の頻度で行われる合同点検で決定した対策必要箇所全てに対して、次の合同点検までに事業着手することを目標とします。

2) 道路転落事故防止事業

転落防止対策箇所に対して、道路転落事故防止対策プログラムにより定めた対策期間内に全ての対策を完了することを目標とします。

3) 交通安全施設整備事業

要望箇所などを現地確認したうえで、事業の可否を判断し、年度内に対策を完了することを目標とします。

ただし、年度末に確認したものについては、次年度早期に対策を実施することとします。